【指定障害児相談支援事業所】自己点検シート

根拠法：児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 点検内容 | 回答 | | | | | |
| 第１　基本方針 | | | はい | | | いいえ | | 該当なし |
| (第2条) | | （１）障害児又は障害児の保護者（利用者等）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われていますか。 |  | | |  | |  |
|
| （２）障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われていますか。 |  | | |  | |  |
|
| （３）障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われていますか。 |  | | |  | |  |
|
|
|
| （４）障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われていますか。 |  | | |  | |  |
|
|
| （５）市、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。 |  | | |  | |  |
|
| （６）自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善が図られていますか。 |  | | |  | |  |
|
|  | | （7）障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めていますか。  　＊令和4年度から義務化＊ |  | | |  | |  |
|  | | （8）指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又は家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めていますか。 |  | | |  | |  |
| 第２　人員に関する基準 | | | はい | | | | いいえ | 該当なし |
| 従業者  (第3条) | | 事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を置いていますか。  ただし、業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 |  | | |  | |  |
|
| 相談支援専門員の員数は、計画相談支援対象障害者等の数が35又はその端数を増すごとに１としていますか。 |  | | |  | |  |
|
| 障害児相談支援対象保護者の数は、前６月の平均値としていますか。（新規に指定を受ける場合は、推定値。） |  | | |  | |  |
|
| 管理者 (第4条) | | 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。ただし管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 |  | | |  | |  |
|
|
| 従たる事業所を設置する場合における特例  (第4条の2) | | 指定障害児相談支援事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員を配置していますか。 |  | | |  | |  |
| 第３　運営に関する基準 | | | はい | | | | いいえ | 該当なし |
| 内容及び手続の説明及び同意  (第5条) | | （１）指定障害児相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った障害児相談支援対象保護者（利用申込者）に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該障害児相談支援の提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 |  | | |  | |  |
| （２）社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしていますか。 |  | | |  | |  |
|
| 契約内容の報告等  (第6条) | | （１）指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市に対し遅滞なく報告していますか。 |  | | |  | |  |
|
| （２）障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを市に対し遅滞なく提出していますか。 |  | | |  | |  |
|
| 提供拒否の禁止  (第7条) | | 正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んでいませんか。 |  | | |  | |  |
|
| サービス提供困難時の対応  (第8条) | | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 |  | | |  | |  |
|
|
| 受給資格の確認  (第9条) | | 指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、支給決定の有効期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量(法第21条の5の7第7項に規定する支給量をいう。)等を確かめていますか。 | |  |  | | |  |
| 通所給付決定の申請に係る援助  (第10条) | | 通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行っていますか。 | |  |  | | |  |
| 身分を証する書類の携行  (第11条) | | 相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | |  |  | | |  |
| 障害児相談支援給付費の額等の受領  (第12条) | | （１）法定代理受領を行わない場合に、特定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額)の支払を受けていますか。 | |  |  | | |  |
| （２）障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象障害者等から受けていますか。 | |  |  | | |  |
| （３）前2項（1）及び（2）の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付していますか。 | |  |  | | |  |
| （４）第2項（2）の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、その額について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得ていますか。 | |  |  | | |  |
| 利用者負担  額に係る管理  (第13条) | | 指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象保護者に係る障害児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき法第21条の5の3第2項第二号に掲げる額の合計額（以下この条において「利用者負担額合計額」という。）を算定していますか。  　この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対し、指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知していますか。 | |  |  | | |  |
| 障害児相談支援給付費の額に係る通知等  (第14条) | | （１）法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知していますか。 | |  |  | | |  |
| （２）指定基準第12条第1項の法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付していますか。 | |  |  | | |  |
| 指定障害児相談支援の具体的取扱方針  (第15条第1項) | | 指定障害児相談支援の方針は、指定基準第2条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとしていますか。 | |  | | | | |
| （１）指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | |  |  | | |  |
| （２）指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行わせていますか。 | |  |  | | |  |
| (第15条第2項) | | 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助（法第24条の26第1項第一号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。）の方針は、指定基準第2条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとしていますか。 | |  | | | | |
|
|
|  | | （１）相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めていますか。 | |  |  | | |  |
|  | | （２）相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしていますか。 | |  |  | | |  |
| （３）相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に、位置付けるよう努めていますか。 | |  |  | | |  |
| （４）相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障害児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。 | |  |  | | |  |
| （５）相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行っていますか。 | |  |  | | |  |
|  | | （６）相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しなければならない。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 | |  |  | | |  |
| （７）相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第6条の2第9項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成していますか。 | |  |  | | |  |
| （8）相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ていますか。 | |  |  | | |  |
| （9）相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障害児等に交付していますか。 | |  |  | | |  |
| （10）相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員が障害児支援利用計画案の作成のために当該変更を行った障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいい、（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる）の開催等により、障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 | |  |  | | |  |
|  | | （11）相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。 | |  |  | | |  |
|  | | （12）　相談支援専門員は、障害児支援利用利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付していますか。 | |  |  | | |  |
| (第15条第3項) | | 指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助（法第24条の26第1項第2号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。）の方針は、指定基準第2条に規定する基本方針及び前2項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとしていますか。 | |  | | | | |
|
|
|
| （１）相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握（障害児についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行うものとしていますか。 | |  |  | | |  |
|
|
|
|
|
|  | | （２）相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第6条の2の2第9項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに障害児の居宅を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録していますか。 | |  |  | | |  |
| （３）基準第15条第2項第1号から第7号まで及び第10号から第12号までの規定は、第1号に規定するサービス等利用計画の変更について準用していますか。 | |  |  | | |  |
|  | | （４）相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障害児が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。 | |  |  | | |  |
|
|
|
|  | | （５）相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から、退所又は退院しようとする障害児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。 | |  |  | | |  |
|
|
|
| 障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付  (第16条) | | 障害児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障害児等から申出があった場合には、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 | |  |  | | |  |
|
|
|
|
| 障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知  (第17条) | | 指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 | |  |  | | |  |
|
|
|
| 管理者の責務  (第18条) | | （１）指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | |  |  | | |  |
|
|
| （２）相談支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | |  |  | | |  |
|
|
| 運営規程  (第19条) | | 指定障害児相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めていますか。 | |  |  | | |  |
|
| ①　事業の目的及び運営の方針 | |
| ②　従業者の職種、員数及び職務の内容 | |
| ③　営業日及び営業時間 | |
| ④   指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額 | |
|
| ⑤   通常の事業の実施地域 | |
| ⑥   事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 | |
| ⑦   虐待の防止のための措置に関する事項 | |
| ⑧   その他運営に関する重要事項 | |
| 勤務体制の確保等  (第20条) | | （１）障害児等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。 | |  |  | | |  |
| （２）相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させていますか。ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りではありません。 | |  |  | | |  |
| （３）相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 | |  |  | | |  |
| （4）指定障害児相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。　＊令和4年4月1日から義務化＊ | |  |  | | |  |
| 業務継続計画の策定等  (第20条の2) | | （1）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めていますか。  ＊令和6年度から義務化＊ | |  |  | | |  |
| （2）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めていますか。  ＊令和6年度から義務化＊ | |  |  | | |  |
| （3）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。  ＊令和6年度から義務化＊ | |  |  | | |  |
| 設備及び備品等  (第21条) | | 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 | |  |  | | |  |
| 衛生管理等  (第22条) | | （１）従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行なっていますか。 | |  |  | | |  |
| （２）設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 | |  |  | | |  |
| （3）事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じていますか。  ＊令和6年度から義務化＊ | |  | | | | |
| ➀事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っていますか。 | |  |  | | |  |
| ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 | |  |  | | |  |
| ➂従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | |  |  | | |  |
| 掲示等  (第23条) | | （１）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示、または備え付けにより自由に閲覧できますか。 | |  |  | | |  |
|
|
|
| （２）前項に規定する重要事項の公表に努めていますか。 | |  |  | | |  |
| 秘密保持等  (第24条) | | （１）指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | |  |  | | |  |
|
| （２）従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | |  |  | | |  |
|
|
| （３）サービス担当者会議等において、障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ていますか。 | |  |  | | |  |
|
|
| 広告  (第25条) | | 指定障害児相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものになっていませんか。 | |  |  | | |  |
|
| 指定障害児相談支援事業者等からの利益収受等の禁止  (第26条) | | （１）障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該特定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。 | |  |  | | |  |
|
|
|
| （２）相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。 | |  |  | | |  |
| （３）指定特定障害児支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。 | |  |  | | |  |
|
|
|
| 苦情解決  (第27条) | | （１）その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | |  |  | | |  |
| （２）前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 | |  |  | | |  |
| （３）その提供した指定計画相談支援に関し、法第24条の34第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | |  |  | | |  |
| （４）その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の2第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | |  |  | | |  |
| （５）その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の3第4項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは指示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | |  |  | | |  |
| （６）都道府県知事、市又は市長から求めがあった場合には、前3項の改善の内容を都道府県知事、市又は市長に報告していますか。 | |  |  | | |  |
| （７）社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力していますか。 | |  |  | | |  |
| 事故発生時の対応  (第28条) | | （１）障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | |  |  | | |  |
|
|
| （２）前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。 | |  |  | | |  |
|
| （３）障害児に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | |  |  | | |  |
|
| 虐待の防止  (第28条の2) | | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるよう努めていますか。　＊以下➀～➂について、令和4年4月1日から義務化 | |  | | | | |
| ①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うこともできる。）を定期的に実施するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るよう努めていますか。 | |  |  | | |  |
| ②従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施するよう努めていますか。 | |  |  | | |  |
| ➂上記➀，②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くよう努めていますか。 | |  |  | | |  |
| 会計の区分  (第29条) | | 指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。 | |  |  | | |  |
|
| 記録の整備  (第30条) | | （１）従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してありますか。 | |  |  | | |  |
|
| （２）障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から5年間保存していますか。  一 指定基準第15条第3項第1号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録  二 個々の障害児ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳  イ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画  ロ アセスメントの記録  ハ サービス担当者会議等の記録  ニ モニタリングの結果の記録  三 第17条の規定による市町村への通知に係る記録  四 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録  五 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | |  |  | | |  |
| 根拠法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | | | | | | | | |
| 項目 | 点検内容 | | | 回答 | | | | |
| 第４　 変更の届出等 | | | | はい | いいえ | | | 該当なし |
| (第51条の25) | | 指定特定相談事業者は、当該指定に係る指定特定相談事業所の名称及び所在地その他障がい者総合支援法施行規則第34条の59で定める事項に変更があったとき、又は当該指定地域移行支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。 | |  |  | | |  |
|
|
|

根拠法：児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

　　　　留意事項通知

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検内容 | 回答 | | | |
| 第５　 障害児相談支援費用額算定基準 | | はい | いいえ | 該当なし | |
| 1　障害児相談支援費 | | はい | いいえ | 該当なし | |
| 障害児支援利用援助費 | 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者(法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。)が、障害児相談支援対象保護者(同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。)に対して指定障害児支援利用援助(同号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。)を行った場合に、1月につき所定単位数を算定していますか。 |  | | |
| 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）  別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして上田市長に届け出た指定障害児支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前６月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）で除して得た数（取扱件数）の40未満の部分に相談支援専門員の平  均員数を乗じて得た数について算定しているか。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのその他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しない。 |  |  |  |
| 障害児支援利用援助費（Ⅰ）  指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。 |  |  |  |
| 障害児支援利用援助費（Ⅱ）  指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。 |  |  |  |
| 継続障害児支援利用援助費 | 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害支援利用援助(法第24条の26第1項第2号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。以下同じ。)を行った場合に、1月につき所定単位数を算定していますか。 |  | | |
| 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）  別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして上田市長に届け出た指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。ただし、機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型継続障害児支援利用費を算定している場合においては、機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのその他の機能強化型継続障害児支援利用は算定しない。 |  |  |  |
| 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）  指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。 |  |  |  |
| 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）  指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。 |  |  |  |
| その他 | 指定障害児相談支援事業者が、指定基準第15条第2項第6号(同条第3項第3号において準用する場合を含む。)、第8号、第9号若しくは第10号から第12号まで(同条第3項第3号において準用する場合を含む。)又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していませんか。 |  |  |  |
| 指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数は算定していませんか。 |  |  |  |
| 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している障害児に対して、指定障害児相談支援を行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検内容 | 回答 | | |
| ３　加算 | | はい | いいえ | 該当なし |
| 利用者負担上限額管理加算 | 指定障害児相談支援事業者が、指定基準第13条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 |  |  |  |
| 初回加算 | 指定障害児相談支援事業所において、新規に障害児支援利用計画（法第6条の2の2第8項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算していますか |  |  |  |
| 初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を障害児及びその家族に交付した日までの期間が３月を超える場合であって、当該障害児相談支援の利用に係る契約をした日から３月を経過する日以後に、月に２回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接した場合は、所定単位数に、500単位に当該面接をした月の数（３を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算していますか。 |  |  |  |
| 主任相談支援専門員配置加算 | 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別に厚生労働大臣が定める者（主任相談支援専門員）である者として市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 |  |  |  |
| 入院時情報連携加算 | 障害児通所支援を利用する障害児が医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況や生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、当該障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。  ➀　医療機関に出向いて、当該職員と面談し情報を提供：入院時情報連携加算（Ⅰ）  ②　イ以外の方法による情報提供：入院時情報連携加算（Ⅱ） |  |  |  |
| 退院・退所加算 | 退院退所時に、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合には、入所、入院、収容又は宿泊期間中につき3回を限度として所定単位数を加算していますか。（初回加算を算定する場合を除く。） |  |  |  |
| 保育・教育等移行支援加算 | 障害児が障害福祉サービス等を利用している期間において、以下のいずれかに該当した場合に、1月につきそれぞれに定める単位数のうち該当した場合のものを（1月につき2回を限度）合算した単位数を加算していますか。  　障害児が、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において1月につき定める単位数を加算していますか。 |  | | |
| 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合。 |  |  |  |
| 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合 |  |  |  |
| 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合。 |  |  |  |
| 医療･保育教育機関等連携加算 | 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する機関の職員等と面談を行い、障害児及びその家族等に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。 |  |  |  |
| 集中支援加算 | 指定障害児相談支援事業者が、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、障害児１人につき１月に１回を限度として、それぞれ加算していますか。 |  |  |  |
| ①　障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に２回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合に加算。 |  |  |  |
| ②　指定基準第15条第２項第10号に規定するサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合に加算。 |  |  |  |
| ③　福祉サービス等を提供する機関等関係の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合に加算。 |  |  |  |
| サービス担当者会議実施加算 | 指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地から意見を求め、障害児支援利用計画  の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。 |  |  |  |
| サービス提供時モニタリング加算 | 指定障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。  この場合において、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数について算定していませんか。 |  |  |  |
| 行動障害支援体制加算 | 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表し、上田市に届け出ている場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 |  |  |  |
| 要医療児者支援体制加算 | 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表し、上田市に届け出ている場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 |  |  |  |
| 精神障害者支援体制加算 | 地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表し、上田市に届け出ている場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 |  |  |  |
| ピアサポート体制加算 | 障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した障害者又は障害者であったと認める者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置し、当該者により従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 |  |  |  |
| 地域生活支援拠点等相談強化加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして上田市長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（要支援者）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者１人につき１月に４回を限度として所定単位数を加算していますか。 |  |  |  |
| 地域体制強化共同支援加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして上田市長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会(法第89条の３第１項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算していますか。 |  |  |  |